



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業七〇)

〔告 示〕

○統計法第二十八条の規定に基づき、職業に関する分類を定める件(総務五五五)

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(農林水産一八三一)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人物質・材料研究機構、

独立行政法人産業技術総合研究所特

定計量器型式承認、弁理士登録・特

定侵害訴訟代理業務の付記、住宅型

式性能認定関係

一〇二

四

四

三

一

地方公共団体  
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行  
業者営業保証金の権利調査のための  
意見聴取会及び仮配当表関係  
会社その他  
会社決算公告

一〇六

一〇三

省

令

○経済産業省令第七十号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第三条第二項第四号及び第十條第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十一日

経済産業大臣 直嶋 正行

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

様式第七を次のように改める。